

## 香川大学水泳プール使用について（申合せ）

- 1 香川大学水泳プール（以下「プール」という。）は、本学の正課授業及び課外活動（水泳部）に使用することを目的とする。ただし、前記の使用にさしつえのない範囲で、本学の一般学生及び教職員の使用を認める。
- 2 プールは5月から9月まで開設するが、原則として、日曜日、祝日等の休日は使用を認めない。なお、次の場合には使用を中止する。
  - イ) 故障修理、換水清掃等のため使用が不可能な場合
  - ロ) 伝染病の発生、水質汚濁、悪天候等のため使用が不適當な場合
- 3 使用にあたっては、別に定める「プールの使用心得」を遵守すること。又、使用責任者は、監視人をおく等事故防止に努めると共に備付の「プール使用日誌」に必要事項を記入すること。

（授業による使用）
- 4 授業に使用する場合は、使用部局から授業の「実施計画書」を学長が指名した理事（以下「理事」という。）に提出し、協議すること  
（水泳部の使用）
- 5 水泳部が平常の練習のため使用する時間は、平日を15時から19時まで、土曜日を13時から18時までとする。ただし、授業に使用しているときは、使用開始時を授業終了後とする。
- 6 前項の使用については、水泳部から顧問教員を通して「実施計画書」を理事に提出し承認をうけること。又、使用記録を1か月毎に提出すること。
- 7 合宿、強化練習で、第5項に定める時間以外に使用する場合、及び競技会のため使用する場合は、その都度理事に願い出て許可をうけること。なお、競技会を行う場合は、別に「行事届」を提出すること。
- 8 練習は、サークルとして集団で行い、部員以外のものを参加させてはならない。ただし、顧問教員及び指導員であらかじめ届出のあるものはこの限りでない。
- 9 退出時には、異常の有無とくに火気、戸締、電源スイッチ等を確認すること。
- 10 水泳部員は、プールの浄水、換水、清掃等の作業に協力すること。

（一般使用）
- 11 本学の一般学生及び教職員の使用を認める期間、時間等については、毎年、授業及び課外活動の使用状況により、理事が決定する。
- 12 前項により使用する場合は、使用するグループ毎に使用責任者を定めて理事に願出ること。
- 13 使用中は、責任者が事故防止に努めるとともに、使用者の確認を行うこと。

（維持管理）
- 14 浄化装置の操作、給排水、薬液の添加、水質検査及び清掃については、原則として学務部が行い、それぞれ使用するグループの責任者がこれに協力すること。
- 15 水質検査はつぎの基準により実施し、浄化装置の運転時間及び薬液添加量の調整、又は換水を行うものとする。

（検査項目）	（基準値）	（測定回数）
水素イオン濃度	5.8～8.6 pH	月1回以上
過マンガン酸カリ消費量	≤ 12~	〃
大腸菌群 A	検出されないこと	〃
濁度	≤ 2度	〃
遊離残留塩素量（プール）	0.4～1.0~	日2回以上
総トリハロメタン	≤ 0.2ppm	使用期間中1回以上
- 16 前各項の他、プールの維持管理については、厚生労働省が定める「遊泳用プールの衛生基準について」に準拠するものとする。

### 附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

## 香川大学水泳プール使用心得

- 1 事故防止のため、プールは1人で使用しないこと。
- 2 場内には土足で入らないこと。
- 3 伝染性疾患患者、その他医師に水泳を禁止されている者は、使用しないこと。
- 4 定められた使用時間は厳守すること。
- 5 更衣は決められた場所で行い、水着は清潔なものを着用すること。
- 6 貴重品等については、各自が盗難に十分注意すること。
- 7 プールの使用前には足を洗いシャワーで身体をよく洗うこと。
- 8 準備運動は念入りに行うこと。
- 9 コーラ、ジュース等のびん・かんをプールに持ち込まないこと。
- 10 たん、つば、鼻汁等は、オーバーフローに吐くこと。
- 11 風紀を乱したり、他人に迷惑又は危険を及ぼすような行為をしないこと。
- 12 プール使用後はうがい、洗眼を行い、シャワーで身体を洗うこと。
- 13 場内を清潔にし屑等は所定の場所に捨てること。又、指定の場所以外では喫煙しないこと。
- 14 スタンドには立入らぬこと。ただし、授業において担当教員の指示があったとき、または競技会等であらかじめ許可を受けているときは、この限りではない。
- 15 機械室、倉庫、その他「立入禁止」の標示のある場所には絶対立入らぬこと。
- 16 事故が発生したときは、ただちに救助にあたるとともに、係員に連絡して指示を受けること。
- 17 プールに備付の器具、又はとくに許可された器物以外は持ちこまないこと。
- 18 備付の器具類を持ち出さないこと。
- 19 施設又は器具類を破損したときは、ただちに係員に届けてその指示を受けること。
- 20 使用者が、上記各事項を守らないとき及び係員の指示に従わないときは使用を中止させることがある。